

中部圏域
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

宮崎広域都市計画区域
田野都市計画区域
綾都市計画区域

令和 7 年 8 月

【目 次】

第 1 章 基本的事項	・ ・ ・ ・ ・	1
第 1 節 都市計画区域マスタープランの位置づけ	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 節 本県の目指す都市づくり	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3 節 本県の将来都市構造	・ ・ ・ ・ ・	3
第 2 章 都市計画の目標	・ ・ ・ ・ ・	5
第 1 節 計画期間と範囲	・ ・ ・ ・ ・	5
第 2 節 中部圏域における都市づくりの基本方向	・ ・ ・ ・ ・	6
第 3 節 地域ごとの市街地像	・ ・ ・ ・ ・	9
第 3 章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針	・ ・ ・ ・ ・	13
第 1 節 区域区分の有無	・ ・ ・ ・ ・	13
第 2 節 区域区分を定める際の方針	・ ・ ・ ・ ・	14
第 4 章 主要な都市計画の決定方針	・ ・ ・ ・ ・	15
第 1 節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	・ ・ ・ ・ ・	15
第 2 節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	・ ・ ・ ・ ・	21
第 3 節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	・ ・ ・ ・ ・	29
第 4 節 自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ ・ ・	30
第 5 節 防災都市づくりに関する方針	・ ・ ・ ・ ・	33
第 6 節 都市計画の推進に関する方針	・ ・ ・ ・ ・	37
附図 中部圏域構造図	・ ・ ・ ・ ・	39
巻末資料 事前復興まちづくりに向けて（概要）	・ ・ ・ ・ ・	40

第1章 基本的事項

第1節 都市計画区域マスタープランの位置づけ

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法の規定に基づき定めるもので、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、個々の都市計画は、これに即するものとされています。

都市計画の決定にあたっては、市町が中心的な主体となるべきであり、市町の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとされています。

このため、都市計画区域マスタープランは、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定めることとされており、一方で、市町内においておおむね完結する、地域に密着した都市計画に関する事項は、市町の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町マスタープラン」という。）に定めることとされており、それぞれの役割分担を明確にすることが必要と考えられます。

また、県は、少子高齢化・人口減少の進行や大きな被害が想定される自然災害などの課題への対応を背景として、『都市計画に関する基本方針』を平成29年3月に改定しており、本県が目指す都市づくりの実現に向けて、都市計画の基本方向や将来都市構造等を定めています。その中では、広域都市圏の形成や地域間・県境を越えた交流・連携の強化、都市機能の相互連携・補完等を定めており、広域的な視点を重視しています。

なお、県は、都市計画区域が複数の市町にまたがるか否かにかかわらず、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見通しを勘案し、広域的課題の調整を図ることとされています。

中部圏域は、宮崎市、国富町、綾町を含み、線引き都市計画区域である宮崎広域都市計画区域と非線引き都市計画区域である田野都市計画区域及び綾都市計画区域で構成されており、3つの市町が広域的に一体的な都市を形成するとともに、1つの市の中に2つの都市計画区域が存在するなど、都市は市町や都市計画区域の範囲を超えて広がっています。また、これらの都市計画区域は、西の九州山地、南の鰐塚山山系、北の一ツ瀬川に囲まれた宮崎平野周辺に収まっており、通勤や通学、買物等の日常生活圏は、これらの都市計画区域全体にわたり広域化しています。

このような広域的なつながりを踏まえ、交通や各種施設の立地等土地利用の広域化に対応し広域調整を強化するとともに、広域的な視点を重視する観点から、3つの都市計画区域を一体の圏域と捉え、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することとしました。

なお、都市計画区域マスタープランは、県全体としての都市づくりの基本的な考え方を定めた『都市計画に関する基本方針（改定版）』（以下、「基本方針」という。）に基づき定めるものとします。

第2節 本県の目指す都市づくり

都市計画区域マスタープランは、基本方針に定める「宮崎県の実現に向けた「都市計画の基本方向」、都市づくりと基本方向の実現に向けた3つの重点的な対応を踏まえ、圏域の特性を考慮して、第2章以降に都市の将来像を含む都市計画の目標や、都市計画の基本的な方向性を定めます。

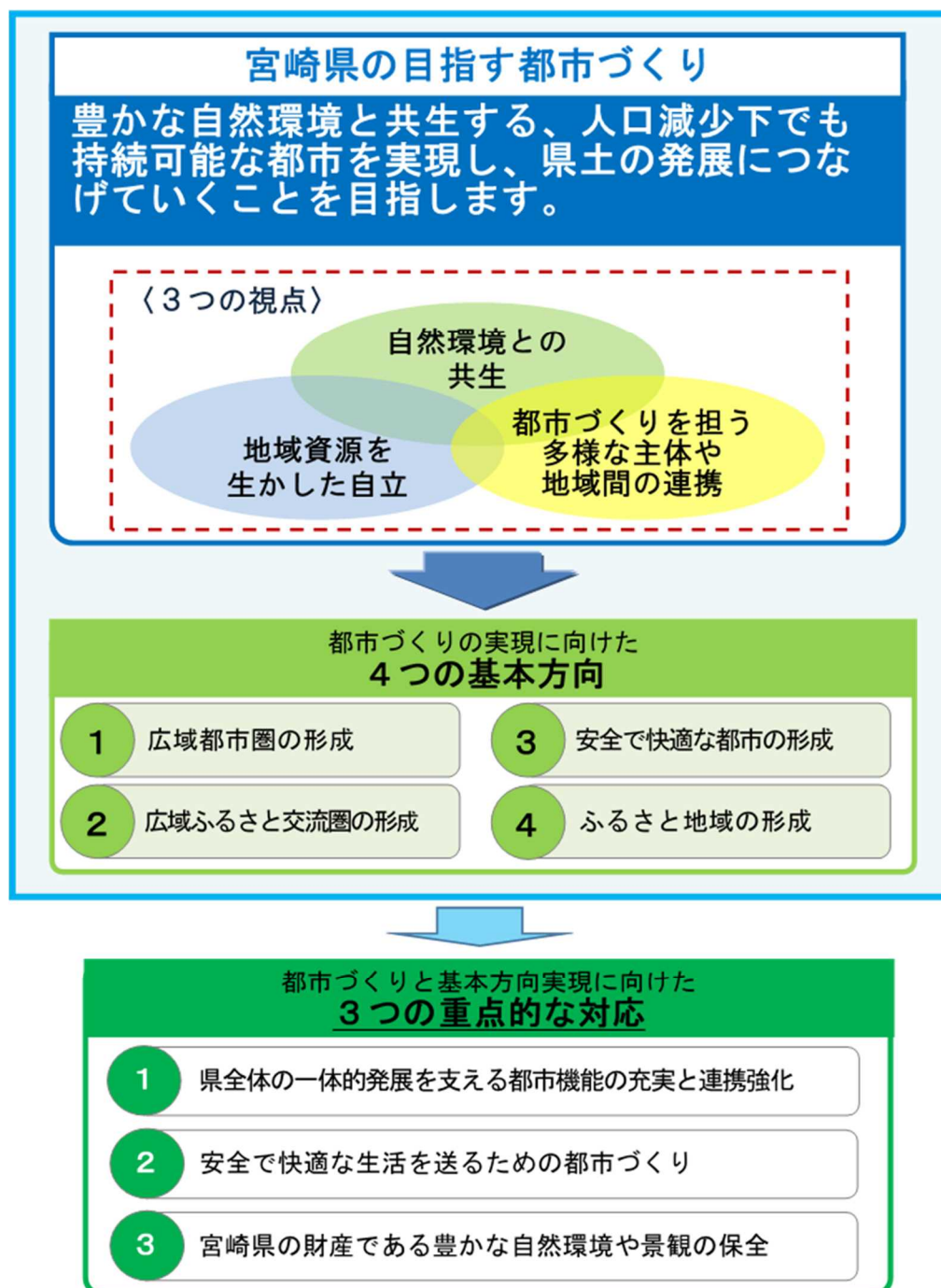


図 本県の実現に向けた都市づくりに向けた重点的な対応等

第3節 本県の将来都市構造

基本方針では、都市づくりの骨格を構成する都市構造の基本となる枠組みとして、日常生活などで一体性のある広域的な地域を一つの圏域として捉え、下図のとおり東臼杵・西臼杵、児湯、中部、西諸県、北諸県、南那珂の6つの圏域を設定しています。

本県の将来都市構造は、この全県的な視点を踏まえながら、「拠点」、「ゾーン」及び「軸」を設定します。都市計画区域マスタープランは、それぞれの圏域の都市づくりの方向性を示すこととします。

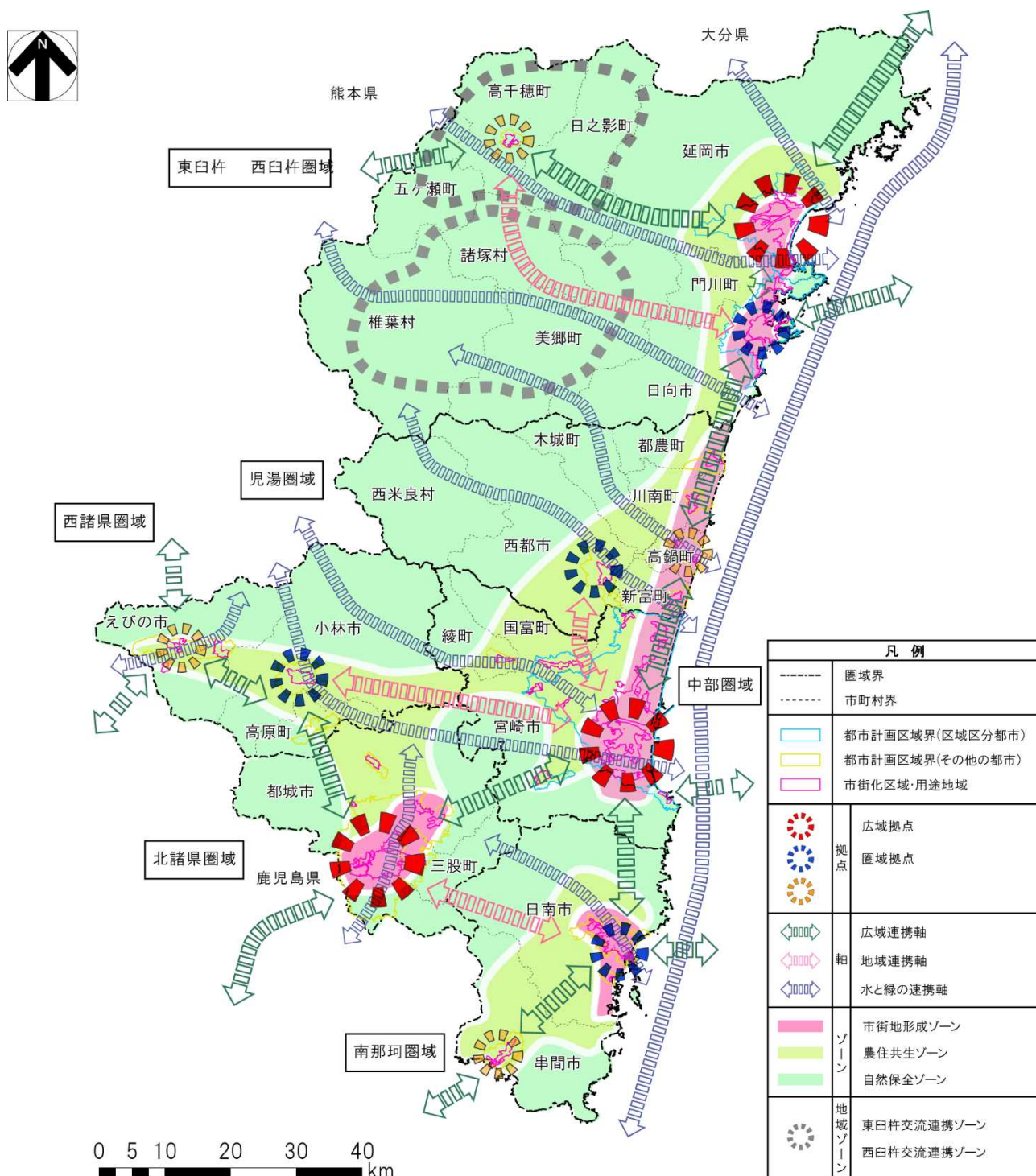


図 宮崎県の将来都市構造図

■ 拠点

広域拠点 宮崎市 都城市 延岡市	全県レベルにおいて、広域拠点としての役割を担う都市であり、それぞれの拠点において中核を担う都市 3つの広域拠点を中心として、周辺都市との連携を図りながら、広域都市圏の形成を目指します。
圏域拠点 日南市 小林市 西都市 日向市	広域拠点に次ぐ都市規模を持つ各圏域の中心的な都市 各圏域の中心都市として、それぞれの圏域を対象とする広域的な都市機能の集積・強化を図り、圏域内の各都市とのネットワークの中心となる拠点として位置付けます。
地域拠点 串間市 えびの市 高鍋町 高千穂町	各圏域においてある程度の拠点的な集積、規模があり、周辺都市からの流動の中心となっている都市 各都市の中心市街地を中心に、周辺都市からの人や物などの流動に対応した都市機能の集積・強化を図るべき拠点として位置付けます。県境に位置する都市については、県内各都市のみでなく、隣県の都市とも交流・連携を図りながら、地域の中心としての拠点形成を目指します。
生活拠点	上記に該当しない、それぞれの都市レベルで都市的サービスを担う都市

■ 軸

広域連携軸	県内の広域拠点、圏域拠点と県外主要都市及び国内外の都市を結び、九州全体の中で広域的な交流・連携を担うべきネットワーク軸
地域連携軸	圏域内及び圏域間において、広域拠点、圏域拠点、地域拠点を相互に結び、広域連携軸を補完し、相互の都市機能分担と連携を担うべきネットワーク軸
水と緑の連携軸	河川や海洋など広域的な自然環境を結ぶ軸

参考 圏域単位の都市計画運用の必要性

本県は、県全体に求心力を持つ中心的な都市として宮崎市があり、次いで都城市、延岡市が南と北の中心的な都市となっており、3大広域拠点を形成しています。基本方針では、県全体の活力を高めていくために、宮崎市、都城市及び延岡市の3つの広域拠点を中心として、周辺都市と連携しながら地域の特性を生かした「広域都市圏」の形成を目指すこととしています。広域都市圏は、周辺都市のほか、広域拠点間や県外との連携も含み、その範囲も圏域を超えて広がるものと考えます。

また、3大広域拠点の都市間や隣県の都市との間には、小規模な都市計画区域が分散して連なっており、これらはそれぞれのエリアで、社会・経済的、地勢的にまとまりを形成しつつ、日常生活圏は都市計画区域や圏域を超えて広がっています。

モータリゼーションの進展と道路ネットワークの整備により、日常生活圏は市町の範囲を超えるとともに、圏域を超えた人・モノの流動が見られ、社会的なつながりも圏域間で重複しています。

これらの日常生活圏の広がりや人・モノの流れは、一様ではなく、市町や都市計画区域の範囲より広いものとなっており、その実態に応じて都市計画を運用する必要があります。

このため、一定のまとまりを有する圏域を単位として、一体的に都市計画を運用することが必要です。

第2章 都市計画の目標

第1節 計画期間と範囲

1. 計画期間

本計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めます。また、基本的な都市施設や市街地開発事業は優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標とします。

2. 都市計画区域の範囲と規模

本圏域に含まれる都市計画区域の範囲、その面積は次のとおりとします。

都市計画区域名称	市町名	都市計画区域の範囲	規模 (ha)
宮崎広域	宮崎市	行政区域の一部	27,578
	国富町		2,130
田野	宮崎市		765
綾	綾町		842

* 1つの行政区域に複数の都市計画区域がある場合や、都市計画区域外において、既に都市的土地利用の集積が認められ、都市的開発による環境の悪化、土地利用の混乱が見込まれる場合など、必要が生じた際は、関係市町との調整を図った上で、都市計画区域の統合・変更を検討します。

第2節 中部圏域における都市づくりの基本方向

1. 中部圏域の課題

(1) 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化

本圏域は、本県の中央部に位置しており、宮崎市を核として、国際級のコンベンション施設、学術研究施設や文化施設など、本県の政治、経済、文化、交流などの様々な分野において、県全域を対象とする広域的な高次の都市機能が集積しています。今後も、引き続き、高次都市機能の強化が必要と考えます。

また、企業誘致等による安定した雇用の確保、充実したスポーツ施設やレジャースポーツに最適な環境を生かした「スポーツランドみやざき」の推進、豊かな自然や農産物、美しい景観といった地域の魅力を生かした取組等が必要と考えます。

これらの課題への対応においては、県内外や圏域内の各都市との連携や、地域資源の活用に必要な地域間交通網の充実も必要と考えます。

特に本圏域の中心となる宮崎市においては、東九州及び県の中心的な広域拠点としても位置付けられることから、商業、業務などの拠点形成と高次都市機能の強化が必要と考えます。

(2) 安全で快適な生活を送るための都市づくり

人口減少・超高齢社会の進行に対応したまちづくりが求められており、中心市街地の土地利用の純化、店舗の郊外化による中心市街地の停滞・空洞化への対応、日常生活圏での医療・福祉の充実、増加する空き家への対応、交通弱者が安全で安心して暮らせるための公共交通機関の確保、老朽化が進むインフラへの対策、既存集落の維持といったことが必要と考えます。

さらに、甚大な被害が想定される南海トラフ地震、近年激甚化・頻発化する豪雨等による水災害や土砂災害に対して、被害を防止し軽減するために、災害リスクの分析・評価などに基づいた災害に強い都市づくりが求められていると考えます。

(3) 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全

本圏域は、宮崎平野を中心に比較的平坦な地勢が広がり、東は日向灘、南は鰐塚山地、西は九州山地に囲まれるなど、恵まれた自然環境の中に市街地が形成されています。今後も、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（良好な景観形成、気温上昇の抑制、雨水の貯留等）を活用したグリーンインフラの取組の推進が必要と考えます。

また、豊かな自然や歴史的資産などの地域の資源は、住民のレクリエーション・憩いの場として生かすとともに、交流人口拡大の場として活用することが必要と考えます。

2. 中部圏域における都市づくりの基本方向

このような状況を踏まえ、中部圏域では、以下の3つの都市づくりの基本方向を定めるものとします。

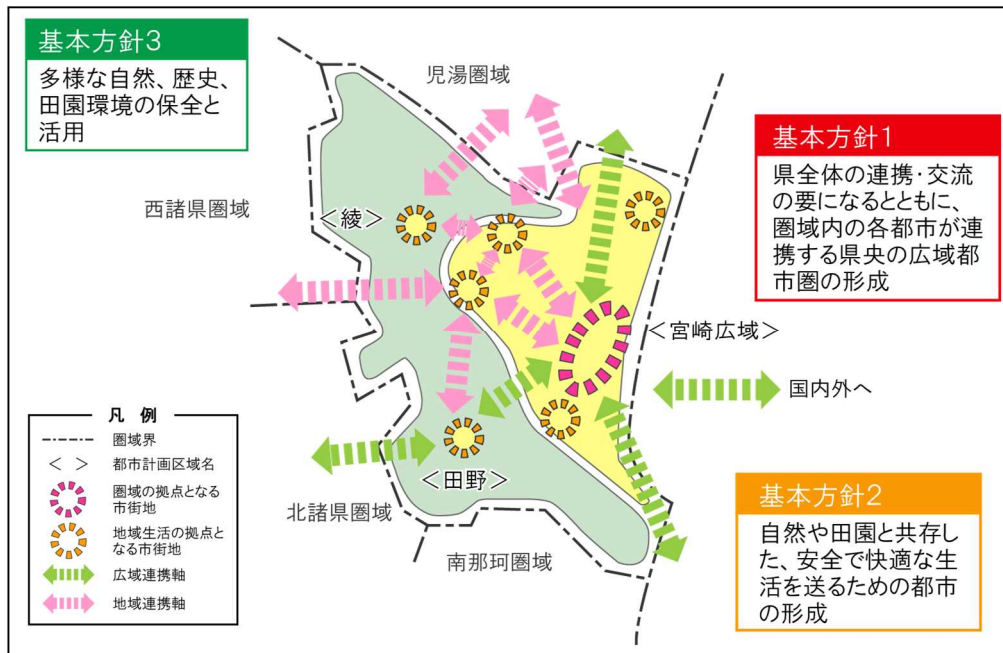


図 中部圏域の都市づくりの基本方向

● 基本方向 1

県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成

- 県全体の連携・交流の要として、県北・県南の広域都市圏との連携や県外・国外との交流を強化しながら、宮崎市を中心として集積している政治・経済・文化などの様々な高次都市機能の強化を図るとともに、圏域内の都市が相互に機能を連携・補完する広域都市圏の形成を目指します。
- 各都市は、歴史や自然などの地域資源や、「スポーツランドみやざき」の特性を生かすとともに、雇用の場を創出する企業誘致を図り、さらに、観光・産業の拠点と相互をつなぐネットワークを構築する都市圏の形成を目指します。

● 基本方向 2

自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

- 人口減少・超高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市を維持するために、商業、業務、医療、福祉その他の多様な都市機能を集積し、既存ストックや低・未利用地の活用を図るとともに、地域間の交通アクセスの向上を図り、一定の人口を確保した「人のまとまり」※の形成を目指します。
- 「人のまとまり」の形成を通して、都市のコンパクト化によるエネルギーの効率的利用を図り、脱炭素と気候変動対応策に配慮した持続可能な都市構造の実現を目指します。
- 市街化区域内・用途地域内においては、環境・景観保全や防災の面から、既存の良好な緑地などを都市内の身近な緑として保全・活用することを目指します。
- 市街化調整区域内・用途地域外においては、守るべき自然環境を明確にし、無秩序な

市街化を抑制するとともに、将来にわたり残していくことが必要な既存集落の維持を目指します。

- 地震、津波、浸水、土砂災害などの災害に強い都市づくりを目指します。

※「人のまとまり」：商業・医療・福祉等の都市機能を維持できる一定の人口が集積した地域。詳細は、基本方針5-2 県全域の基本方針「1. 長期的な都市づくりの基本方針」参照。

● 基本方向3

多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

- 綾ユネスコエコパークの照葉樹林や日南海岸等の豊かな自然、歴史的資源、圏域に広がる田園環境を、水源かん養や自然環境等の保全の視点から、圏域一体となって保全することを目指します。
- また、これらの自然、歴史、田園環境を住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正に活用することを目指します。
- 地域の農林水産資源などの地域特産づくりによる地域振興や観光開発を促進するとともに、広域ふるさと交流圏の形成を目指します。
- 併せて、「美しい宮崎づくり推進計画」等に基づき、地域固有の美しい宮崎の景観の保全、創出及び活用をすることにより、「魅力ある地域づくり」を推進し、「県民の心豊かな暮らし」と「活力ある地域社会」の実現を目指します。

第3節 地域ごとの市街地像

本圏域において、都市づくりの基本方向の実現に向けたおおむね20年後の地域ごとの市街地像は次のとおりとします。

なお、それぞれの市街地は、地震、津波、浸水、土砂災害などの災害に強い都市づくりを目指します。

1. 「人のまとまり」を形成する核となる市街地

人口減少・超高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市を維持するためには、商業・医療・福祉等の都市機能を維持できる一定の人口密度を有する「人のまとまり」を形成することが必要です。このため、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流等の都市機能を集約した、人が集う場所となる「人のまとまり」の核となる市街地の形成を目指します。

なお、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、都市基盤が整備されている地区または整備が確実な地区で、都市の既存ストックや低・未利用地の有効活用により形成することを原則とし、それぞれの市街地は、相互に機能を連携・補完します。

また、これらの市街地やその周辺は、環境・景観保全や防災面から、既存の良好な緑地などを、都市内の身近な緑として保全・活用することを目指します。

(1) 圏域の拠点となる市街地

圏域の拠点となる市街地は、広域的な商業、業務、文化、交流及び居住機能が集約した、安全・安心・快適でうるおいと活気あふれるまちづくりを目指します。また、これらの市街地は、県全体の連携・交流の要として、宮崎市を中心として集積している政治・経済・文化などの様々な高次都市機能の強化を図るとともに、ICT等クリエイティブ産業の一層の集積を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	橘通り周辺、宮崎駅周辺、中村町周辺、南宮崎駅周辺

(2) 地域生活の拠点となる市街地

地域生活の拠点となる市街地は、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、周辺の市街地と相互に機能を連携・補完し、また、基幹産業である農林漁業、観光及び商工業が連携した、安全・安心・快適で、うるおいと活気あふれる地域の特性を生かした市街地の形成を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	佐土原駅周辺、清武駅周辺、高岡総合支所周辺
	国富町	本庄地区（主要地方道宮崎須木線沿線）
綾	綾町	役場周辺
田野	宮崎市	田野駅周辺

(3) その他の市街地

- 主要な幹線道路沿道及び鉄道駅周辺の市街地のうち、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、交通利便性を生かして、商業、業務、居住機能を集約し、秩序ある土

地利用を実現するとともに、居住環境の改善や、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指します。

- 住宅市街地のうち、「人のまとまり」が形成されるべき市街地は、秩序ある土地利用を実現するとともに、商業・医療・福祉等の都市機能の集約を図りながら、周辺の「人のまとまり」の核となる市街地と機能を連携・補完し、居住環境の改善や安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指します。
- 成熟した都市型社会、少子高齢社会などの社会動向を踏まえ、今後は市街地内の低・未利用地の有効利用や既存都市施設の再整備を図るものとして、現在進行している区画整理事業地を除き、新たな市街地整備を基本的に抑制します。

2. 産業や観光の拠点となる市街地等

(1) 工業拠点

公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、高規格道路や、港湾、空港などを生かした工業地としての土地利用の増進と環境整備を目指します。

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	宮崎港周辺、宮崎空港周辺、宮崎学園都市ハイテクパーク周辺、尾ノ下工業団地周辺、宮崎テクノリサーチパーク周辺、宮崎西インターチェンジ周辺、清武インターチェンジ周辺、清武南インターチェンジ周辺
	国富町	大田原・宮王丸地区、田尻工業団地周辺 国富スマートインターチェンジ周辺
田野	宮崎市	田野インターチェンジ周辺
綾	綾町	入野地区（工業団地）

(2) 流通業務拠点

都市計画道路の配置を踏まえながら、その立地特性を生かした流通機能の強化を目指します。

また、港湾周辺地区においては、港湾計画に基づく整備と連動して、その立地特性を生かした流通業務地として、その機能の集積に努めます。

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	宮崎空港周辺、宮崎港周辺、佐土原駅周辺
	国富町	大田原・宮王丸地区 国富スマートインターチェンジ周辺 田尻工業団地周辺

(3) 観光拠点

高規格道路や空港、鉄道及び港湾などの広域交通ネットワークの結節点や道の駅、既存観光施設については、県内外及び外国からの誘客などに備え、歴史や自然等の地域資源を生かした多様性のある観光拠点としての土地利用や保全の増進、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場として適正な活用を目指します。また、圏域内の観光拠

点が周遊できるよう、交通ネットワークの整備と宿泊機能の連携・補完を行います。

【観光拠点】

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	青島周辺、一ツ葉周辺、各道の駅
	国富町	本庄古墳群
綾	綾町	綾ユネスコエコパーク

【観光受入拠点】

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	宮崎駅、宮崎空港、宮崎港、各道の駅

プロスポーツキャンプ等に利活用されている宮崎県総合運動公園や生目の杜運動公園、一ツ葉周辺等の「スポーツランドみやざき」の拠点となる区域は、その機能を強化するとともに、高規格道路や空港、鉄道などを生かし、県内外からの誘客などに備えた拠点としての土地利用や保全の増進を目指します。

また、令和9年（2027年）に開催される国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を見据え、関連施設の機能強化を目指します。

(4) ICT等産業拠点

周辺環境との調和を図りながら、ICT等クリエイティブ産業の集積に努めます。

都市計画区域	市町名	対象地区
宮崎広域	宮崎市	橘通り周辺、宮崎駅周辺

3. 既存集落

市街化調整区域や用途地域外は、守るべき自然環境を明確にし、無秩序な市街化を抑制します。

将来にわたり残していくことが必要な既存集落を維持するためには、「人のまとまり」の形成に必要な商業・医療・福祉等の都市機能の確保や周辺の市街地との機能の連携・補完を図る必要があります。

また、歴史や自然等の地域資源を生かしながら、住民のレクリエーション・憩いの場、交流人口拡大の場としての活用を目指します。

4. 連携軸

- 県北・県南の広域都市圏との連携や、県外・国外との交流を強化する広域・地域連携軸の形成や機能維持を目指します。
- 広域連携軸は、宮崎市と県内外及び国外の都市を結び、九州全体の中での広域的な交流・連携を担います。
- 地域連携軸は、圏域内及び圏域間において、それぞれの圏域の拠点となる市街地を相互に結ぶとともに、広域連携軸を補完し、相互の都市機能分担と連携を担います。
- 上記の連携軸に加え、圏域内の都市が機能を連携・補完するために、生活拠点相互や地域生活の拠点となる市街地、既存集落などをつなぐ都市連携軸等の形成や機能維持を目指します。

- また、都市計画区域外等にある町村の中心部や既存集落等とも、上記連携軸とのネットワーク化を促進するなど連携強化を目指します。

第3章 区域区分（線引き制度）の決定の有無及び定める際の方針

第1節 区域区分の有無

1. 区域区分の決定の判断

宮崎広域都市計画区域においては、区域区分を行うものとします。

田野都市計画区域、綾都市計画区域においては、区域区分を行わないものとします。

2. 区域区分を行う理由（宮崎広域都市計画区域）

- 現行市街地において、国が、土地利用密度の低い地域における人口密度の参考値として示す1haあたり60人を超えていることから、一定の市街地拡大圧力を有していると考えられます。
- 令和12年における市街地人口の推計値が、現行市街地において、適切な人口密度を保ちつつ収容が可能となる人口をわずかに下回るため、今後の市街地拡大圧力はやや沈静化していく傾向にあると考えられます。
- 一方で、商品販売額及び製造品出荷額は増加の傾向にあること、また、世帯当たりの人員の減少に伴って世帯数は増加の傾向にあることから、依然として現行市街地における土地利用上の需要があると考えられます。
- 上記の状況や、本都市計画区域を含む市町の意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分以外の各種の土地利用規制誘導方策を適用するだけでは、十分な対応が困難であると考えられることから、本都市計画区域においては、引き続き区域区分を適用するものとします。

3. 区域区分を行わない理由（田野都市計画区域、綾都市計画区域）

- 現行市街地における人口密度は、国が、土地利用密度の低い地域における人口密度の参考値として示す1haあたり60人を下回ることから、市街地拡大圧力は比較的低いものと考えられます。
- 現行市街地において、人口集中地区（DID地区）は設定されていないことから、市街化区域を設定しうる規模・密度ではないと考えられます。
- 上記の状況や市町の意向などから総合的に判断すると、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化への対応として、区域区分を適用する必要性は低いものと考えられることから、田野都市計画区域、綾都市計画区域においては、当面、区域区分の適用はしないものとします。

第2節 区域区分を定める際の方針（宮崎広域都市計画区域）

1. 目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべきおおむねの人口及び産業の規模

(1) 人口

本都市計画区域の将来における人口を次のとおりとします。

（単位：千人）

	令和2年	令和12年	令和17年（参考）
都市計画区域人口	398.7	387.4	380.6
市街化区域人口	332.0	324.2	318.7
市街化調整区域人口	66.7	63.2	61.9

(2) 産業

本都市計画区域への産業立地の著しい伸びはないものと見込まれ、将来における産業の規模を次のとおりとします。

（単位：百万円、千人、％）

	令和2年	令和12年
製造品出荷額	334,152	373,691
商品販売額	1,467,857	1,500,649
第1次産業就業人口 （構成比）	10.2 （5.4）	8.7 （4.8）
第2次産業就業人口 （構成比）	35.0 （18.4）	28.2 （15.5）
第3次産業就業人口 （構成比）	144.8 （76.2）	144.6 （79.7）
就業人口合計 （構成比）	190.0 （100.0）	181.5 （100.0）

※商品販売額はR2に調査が行われていないため直近のR3を採用

※就業人口合計は、分類不能を含む。

2. 目標年次の市街化区域のおおむねの規模

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街地の規模を次のとおりとします。

（単位：ha）

	市街化区域のおおむねの規模	
	令和2年	令和12年
宮崎広域都市計画区域	6,568	6,576

※市街化区域のおおむねの規模は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

第4章 主要な都市計画の決定方針

第1節 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1. 基本方針

都市計画は、人口が増加する中で、無秩序な都市化をコントロールするとともに、効率的な基盤整備を実現するという役割を果たしてきましたが、もはや人口増を前提とした都市づくりを目指す状況ではなくなってきており、都市の状況に応じて既成市街地の再構築等により、都市構造の再編に取り組む必要があり、その取組においては他の都市との競争・協調といった視点に立った個性的な都市づくりへの要請の高まりに应运えなければなりません。さらには、幅広く環境負荷の軽減、防災性の向上、バリアフリー化、良好な景観の保全・形成、歩いて暮らせるまちづくり、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり等、都市が抱える各種の課題にも対応していく必要性が高まってくると考えられます。

このような中で都市が抱える課題に対応するためには、人口が減少に転じ、地域によっては新たな建築活動が行われにくくなっていることを踏まえれば、規制に加えて民間の活動や投資を誘導するという観点が必要であり、居住・福祉・医療等の諸機能が都市内のどこに立地すべきかを検討し明確にすることが重要となります。

このようなことを踏まえ、土地利用に関する都市計画は、都市施設など他の都市計画と連携し、都市計画としての総合性・一体性を確保しつつ、適時適切な見直しを行い、限られた都市空間の適正な配分を確保する観点から、土地利用の規制誘導を図る必要があります。

本県の目指す豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市の実現に向けては、『人のまとまり』をつくる」「安全な『人のまとまり』をつくる」「『人のまとまり』の核をつなぐ」といった長期的な都市づくりの基本方針を踏まえ、地域の特性を考慮しながら、土地利用に係る都市計画を運用する必要があります。

具体的には、「人のまとまり」を形成する核となる市街地に都市機能を集約し、これらの市街地間で機能を補完しながら、核を中心として一定の人口密度を有する活力ある地域を形成するとともに、様々な災害に強い安全な都市の構築、産業・観光の拠点の構築、既存集落の維持に向けて、効果的・効率的な土地利用の誘導を図ります。

中部圏域においては、次の点について、特に重点的に取り組んでいきます。

(1) 市街地拡大圧力への対応

宮崎市の市街化区域人口は、県内のほとんどの市町の市街化区域人口・用途地域人口が減少する中、増加しています。今後は、人口減少により、市街地拡大の圧力は減少していくと考えられますが、市街化調整区域内の建築が他の市町と比較して多い状況は、当面、続くことが予想されます。市街化調整区域内の既存集落以外の区域においては、市街地が無秩序に拡大することを抑制する必要があります。特に、市街化区域縁辺部において、公共施設の整備状況や土地利用の動向等からみて新たな街区の形成が予想される場合は、地区計画の活用により土地利用の整序を図ります。

また、国富スマートインターチェンジ周辺は、その立地による利便性の向上から、市街地が無秩序に拡大することが懸念されるため、地区計画の活用等により土地利用の整序を検討します。

(2) 計画的な「人のまとまり」の核の形成

「人のまとまり」を形成するためには、多様な機能を集積するとともに、まちなか居住ができる職住近接型の市街地として再生する必要があります。このため、市街地の特性を考慮しつつ、必要な都市機能の誘導や土地の高度利用、良質な都市空間の形成に向け、地域地区の見直しや地区計画の活用を行い、必要な都市機能を集約しやすい環境を確保する

必要があります。なお、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、都市基盤が整備されている地区、または整備が確実な地区で、都市の既存ストックや低・未利用地の有効活用により形成することを原則とします。

また、公共公益施設については、その位置が市街地の構造に影響することを踏まえた上で、人口集積の動向、生活利便性の向上、効率的な都市経営等に配慮し、医療、福祉及び教育文化等の施策と連携して、その配置を検討します。

(3) 経済発展・雇用創出に資する市街地の形成

本県の経済発展や雇用創出に資する産業立地のニーズ等に対応するために、新たな市街地の形成が必要と判断される場合については、周辺の自然環境や農林漁業との調和を図るとともに、交通体系と整合が図られた、計画的な土地利用と都市施設整備を一体的に行い、良好な環境が確保された特色ある市街地形成を促進します。

2. 主要用途の配置方針

(1) 商業業務地

- 宮崎市の「圏域の拠点となる市街地」には、近隣市町村を含めた購買需要をまかなう広域商業業務地を配置し、土地の高度利用と都市基盤整備を一体的に促進します。さらに、人々の日常生活、地域文化、コミュニティの中心となるように、居住、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流施設など多様な機能の集積やICT等クリエイティブ産業の一層の集積を促進し、求心力のある広域商業業務地の形成に努めます。
- 「地域生活の拠点となる市街地」には、主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置します。今後はさらに、その機能の充実を図るとともに、「人のまとまり」の核を構成する商業施設や診療所等の都市機能の位置を考慮し、その核を中心とした都市基盤の整備・維持を行う必要があります。また、人口集積の動向、生活利便性の向上、効率的な都市経営等に配慮して、行政支所、公民館、学校等の公共施設の効率的な適正配置を検討します。
- 主要な幹線道路沿道及び鉄道駅周辺の市街地のうち、「人のまとまり」を形成する核となる市街地は、主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置します。本地域は、周辺の住宅地等に配慮しつつ、交通便利性を生かして、商業、業務、居住機能を集約するとともに、居住環境を改善し、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に努めます。

(2) 工業地・流通業務地

① 工業地

公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努めます。低・未利用地については、有効活用を促進します。

② 流通業務地

様々な輸送交通体系との有機的な連携や都市計画道路等の配置を踏まえながら、流通機能の強化に努めます。

以上の工業地・流通業務地については、インターチェンジ周辺など、総合的な都市づくりの観点から産業集積の適地として判断される場合は、周辺環境に十分に留意しつつ、その配置について検討を行います。その際、用途地域ごとに環境基準が定められていることを踏まえ、公害防止や環境保全の観点から用途地域の指定の検討を行います。

(3) 住宅地

- 既に計画的な住宅地が形成されている地区は、低層・中層等の地区の特性に応じた良好な住環境の維持に努めます。
- 土地区画整理事業地内は、低層の住宅地を配置し、土地の効率的な利用と基盤整備による居住環境の改善により、計画的でうるおいのある良好な住宅地の形成に努めます。

3. 市街地における建築物の密度構成に関する方針

圏域の拠点となる市街地は、本圏域の中心となる多様な都市機能を集積する市街地として高密度な土地利用を図ります。

地域生活の拠点となる市街地は、周辺の住宅地との調和を図りつつ、中密度・低密度の土地利用を図ります。

主要幹線道路沿い及び鉄道駅周辺の市街地や住宅地については、地区の特性に応じて、中密度・低密度の土地利用を図ります。

なお、建築物の密度構成の設定にあたっては、地区の特性に応じ、主要用途ごとに目指すべき市街地像を具体的に想定しながら、秩序ある都市空間の創出や、良好な住環境の確保、美しいまち並みの形成など、安全で快適な都市の実現に向けて、市街地の効率的な土地利用を図ります。

4. 市街地における住宅整備の方針

住宅が量的に充足する一方で空き家が増加する中、地域コミュニティを維持する上で、今後は、空き家を含む既存ストックの有効活用が必要となります。このため、良質なストック形成の観点から、高齢者・障がい者等への対応や耐震性、防犯性、環境への配慮など供給される住宅の質の向上に加え、リフォームによる質の向上を図る必要があります。

特に、圏域の拠点となる市街地においては、交通利便性などを生かし、既存施設のリフォーム、リノベーション改修・更新、まちなか居住ができる複合型施設の整備等により、職住近接型の市街地として再生することが必要です。

5. 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

広域商業業務地である宮崎市の中心市街地は、居住、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流施設など多様な機能の集積を図るため、高度利用地区、地区計画などの適用を検討し、土地の高度利用の促進に努めます。

(2) 用途の純化、用途の複合化に関する方針

- 工業地や流通業務地は、集約して用途の純化を図るとともに、住宅地と隣接する場合は、緑地帯の導入などにより住環境を保全する必要があります。

なお、工業地において、住宅が相当程度立地し、その用途転換が進行している場合は、住環境の保全を図るために住居系への用途転換を検討する必要があります。

- 宮崎市の中心市街地は、生活利便性の高い、快適な居住環境を有するまちなか居住の実現のため、住宅、商業機能などが複合した中高層施設の集積を推進し、用途の複合化を図る必要があります。
- 住宅地のうち、「人のまとまり」が形成されるべき市街地は、用途の純化を図りつつ、

商業・医療・福祉等の必要な都市機能を誘導できるよう、一部で用途の複合化を図る必要があります。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- 低・未利用地の活用を必要とする低層住宅と農地が混在するような住宅市街地等は、住民との合意形成を図り、地区計画などを活用しながら、居住環境の改善に努めます。
- 適切な管理が行われていない空家等は防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、空家等に関する様々な施策を活用し、国・県・市町・住民などの多様な主体が連携した対策に取り組みます。
- 工業地帯と隣接する住宅地は、緩衝緑地整備による住工の分離に努めることにより、良好な居住環境の維持に努めます。

(4) 都市計画事業等を契機とした都市づくりに関する方針

建物の多くが更新される都市計画事業等の実施は、魅力あるまち並みを形づくる契機であるとの認識に立ち、早い時期から地域住民との協働のもと、建築協定や地区計画など面的な都市づくりのルール化を検討します。

(5) 市街地内の緑地の保全等に関する方針

- 都市計画を定める際には、策定段階から緑地の整備・保全の意義・重要性を考慮します。
- 新鮮な農作物の供給、防災空間の確保、良好な景観形成などのために必要な農地は、都市農業振興基本法の趣旨を踏まえ、市街地内にあるべきものと位置付け、計画的な保全に努めます。
また、市街地に残る良好な緑地や里山、農地などの身近な自然環境については、グリーンインフラの取組を推進し、自然環境の有する多様な機能を活用するため、保全に努めます。
- 市街地に残る緑地等については、環境・景観保全の面から特に必要と判断される場合は、特別緑地保全地区や生産緑地地区、風致地区に位置付けるなど、保全に努めます。
- 良好な自然景観を保全するために指定された風致地区については、今後も市街地内の良好な風致の維持が必要な区域として保全・継承します。
- 綾城周辺の丘陵山地など、まち並みの背景を構成するシンボリックな緑地は、積極的な保全・活用を検討します。

6. 市街化調整区域及び用途地域外の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- 市街地と優良な農地との健全な調和に向けて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の設定及び各種農業施策と都市計画との調整、連携を図ります。
- 各種農業基盤の整備が行われている優良な農地の保全に努めます。

(2) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- 都市計画を定める際には、策定段階から緑地の整備・保全の意義・重要性を考慮します。
- 貴重な自然環境を有する区域は、都市計画法以外の土地利用規制関連法令に基づく計画との調整、連携を図りながら、必要に応じて都市計画において風致地区に指定するな

どの土地利用規制の適用や保全すべき区域としての明確化を図ります。

- 森林や丘陵地等の自然環境は、日南海岸国定公園やわにか県立自然公園、照葉樹林の九州中央山地国定公園と連携しながら、積極的に自然環境・景観の保全に努めます。また、東部海岸沿いに広がる森林は、保安林としての機能維持に配慮した森林管理を図るとともに、森林地域全般についての保全に努めます。
- 河川などの水辺空間は、治水機能に配慮しながら、都市にうるおいを与える貴重な自然環境として今後とも保全・活用に努めます。

(3) 市街地と田園環境との共生並びに秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- 市街化調整区域内や非線引き都市計画区域の用途地域外は、周辺の農林漁業などとの調和に留意して、基本的に都市的土地利用の拡大は抑制します。特に、国富スマートインターチェンジなど市街化区域縁辺部において、公共施設の整備状況や土地利用の動向等からみて新たな街区の形成が予想される場合は、地区計画の活用により土地利用の整序を検討します。
- 市街化調整区域は、当該区域が市街化を抑制すべき区域であることを踏まえ、総合的な都市づくりの観点から、産業立地など都市的土地利用が必要と判断された場合にのみ、周辺環境との調和に留意しつつ地区計画等の活用など、計画的な土地利用を検討します。
- また、市街化調整区域内の貴重な自然環境を有する区域は、観光資源としてワーケーション等施設などの都市的土地利用が必要と判断された場合は、周辺環境との調和に留意しつつ地区計画等の活用など、計画的な土地利用を検討します。
- 市街化区域に隣接した市街化調整区域においては、計画的な市街地開発の見通しが明らかになった時点で、農林漁業との調整を図りつつ、計画的に市街化区域への編入を検討します。
- 市街化調整区域内の既存集落のうち、都市基盤・公共施設の整備状況や近年の建築活動の動向も踏まえて、一定の建築物の立地を許容することが妥当であると判断される区域については、都市計画法第34条第11号に基づく開発許可基準を適用する区域指定等を検討します。
- 既存集落については、農業との調和を図りつつ、地区計画の活用等による良好な居住環境の確保を図り、集落の維持・活性化に努めます。
- 宮崎港については、目的に沿った土地利用を図るため、港湾計画に基づく整備の状況に応じて、市街化区域への編入と臨港地区の指定を検討します。
- 非線引き都市計画区域の用途地域外においては、中心市街地の再生に向けた取組を行う上で、大規模商業施設などの立地を制限する必要があると認められる場合や、周辺の環境悪化を招く建築物の立地が想定される場合は、特定用途制限地域の指定を検討します。

7. 美しい都市景観の保全・創出に関する方針

「美しい宮崎づくり推進計画（平成29年11月）」及び「宮崎県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、市町村及び県が一体となって、地域固有の魅力ある景観の保全、創出及び活用に向けた取組を推進します。

また、ふるさとへの愛着心や連帯感を高める地域のシンボルとなる自然環境を保全し、観光資源として活用するための取組を行うなど、魅力的で活力ある地域づくりにつながる新たな都市景観づくりを、住民や行政などの多様なまちづくりの主体が協働して推進します。

- 美しいまち並みや自然環境の保全などにより、宮崎らしい景観を形成している地域、歴史的まち並みや景観が残る地区、今後計画的に誘導していく地域は、地区計画や市町が定める景観計画、景観条例による保全地区等を定め、建築行為等の誘導を行うことにより、自然景観や歴史的景観などの地域の特性を生かした個性的な景観を保全・創出を促進します。

特に、他県と比較して敷地確保の容易さから高容積の建築物が少なく、自然を生かした眺望景観が確保されている現状を本県の財産と捉え、良好な景観の保全・創出に努めます。

- 地域の景観や特徴から、住民に親しまれている建築物や樹木等については、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木としての指定など、適正な維持・管理に努めます。
- 景観法や沿道修景美化条例、屋外広告物条例などの既存制度等を活用し、地域の特性を生かした美しい都市景観の保全・創出を積極的に促進します。
- シンボリックな景観や歴史的景観を形成している地区については、官民協働で保全に努めるとともに、地域の特性や資源を生かした都市景観の創出に努めます。
- 都市景観を形成する道路や主要な観光拠点を結ぶ幹線道路については、自然景観との調和に配慮しながら、観光資源として特徴のある美しい景観の創出に努めます。
- 施設の整備に当たっては、景観計画、宮崎県公共事業景観形成指針に即して、周辺の景観に配慮した施設整備を推進します。

8. 大規模集客施設の適正立地に関する方針

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設は、市街地の拡大を誘発するおそれがあるため、中心市街地など、立地を誘導する区域をのぞき、原則として立地を抑制します。

また、大規模集客施設の立地が許容されている準工業地域については、総合的な都市づくりの観点から評価を行い、必要に応じて特別用途地区等により制限を行います。

なお、立地の制限を受ける大規模集客施設の定義、立地を誘導する区域、広域的な観点から適正立地を調整する広域調整に関する事項及び具体的な手続きについては、「宮崎県中心市街地の活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン（平成30年9月）」に定めます。

9. 都市計画区域外における土地利用に関する方針

- 宮崎市佐土原町西部の都市計画区域外の地区、主要幹線道路沿道等、道路網の整備などを背景として市街化が進行し、用途の混在、居住環境の悪化、土地利用の混乱が懸念される場合は、他法令や関係市町村との調整を図った上で、土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置として準都市計画区域の指定等を検討します。
- 一定の規模以上の開発は、他法令と調整しながら、開発許可制度により、適正な土地利用を図ります。

第2節 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

1. 交通施設

(1) 基本方針

交通施設は、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道、空港、港湾が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を推進します。

地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町が一体となって取り組む「地域公共交通計画」の策定等を促進します。

併せて、車から公共交通や徒歩への転換など、都市交通の効率的・効果的な機能分担を進めるため、モビリティ・マネジメント（MM）等の取組を推進します。

また、予防・保全型の維持管理に努めるとともに、ライフサイクルコストが最小限となるような確かなストックマネジメントを行い、交通施設の長寿命化を図ります。

① 交通体系の整備の方針

ア 広域交通体系の整備

- 県内外の都市間、空港・港湾と連携した国内外との交流・連携を支えるため、高規格道路等の整備とそれらと一体となって機能する国県道の整備を推進します。
- 国内外との交流や、効率的な物流ネットワークを支える宮崎空港・宮崎港・鉄道網の機能強化及び利便性の向上と合わせて、これらと道路網が相互に連携・補完する交通結節機能の強化に努めます。

イ 域内交通体系の整備促進と再編の方針

- 広域拠点を中心とした都市圏は、都市内交通の渋滞緩和などに向け、周辺環境との調和を図りながら、バイパスや環状道路網の整備を推進します。
- 生活拠点を中心とした都市圏においても、域内交通体系の確立に向け、圏域内の各都市を結ぶ都市連携軸に位置付けられた都市計画道路などの整備を推進します。
- 主要な幹線道路を中心に、安全・安心・快適な歩行空間の確保など、都市の重要なオープンスペースとして、計画的でゆとりとるおいのある道路空間の整備に努めます。
- すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努めます。
- また、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりのため、官民連携の取組を推進し、人々が行き交い、様々な出会いと交流を生み出しながら、まちの魅力や求心力を向上させる街路環境の整備に努めます。
- 自転車の活用による環境負荷の軽減、災害時における交通機能の維持等、新たな課題に対応するため、地域の実情を踏まえた自転車活用推進計画の策定を促進します。
- 長期未着手の都市計画道路のうち、社会経済情勢の変化により、その必要性が低下した路線については、地域の実情などに応じ、計画の廃止も含めた総合的な見直しを進めます。

ウ 防災に配慮した交通環境の整備の方針

緊急輸送道路や避難経路等となる道路については、災害時の安全確保に考慮した整備を推進します。

また、道路の整備に当たっては、消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保、無電柱化等を促進します。

Ⅰ 景観に配慮した交通環境の整備の方針

- 自然や歴史・文化など地域の特性を踏まえ、都市景観の魅力向上に配慮した道路の整備に努めます。
- 道路自体が景観を構成する要素の1つであり、また、重要な視点場であることから、道路整備にあたっては、道路構造物の適正配置や配色に配慮するとともに、緑化に努めます。

Ⅱ 自然環境に配慮した交通環境の整備の方針

道路の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。

② 整備水準の目標

おおむね20年後には、「人のまとまり」の核をつなぎ、都市の骨格を形成する主要な道路体系の確立と本圏域における交通混雑の解消を図ることを目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

- 本圏域の骨格的な道路網は、宮崎自動車道、東九州自動車道、国道10号、219号、220号、269号、主要地方道宮崎インター佐土原線（一ツ葉有料道路）、主要地方道宮崎須木線によって構成します。
- 宮崎市の中心市街地に集中する通過交通に対しては、宮崎市の外環状線、内環状線、放射状道路との連携により対応します。
- 放射状道路として、国道10号、219号、220号及び269号の整備を促進・推進し、機能保全に努めます。
- 環状道路として、都市計画道路の宮崎西部環状線の整備を推進します。
- 都市間交流や広域観光ネットワークの形成などを支える、高速交通ネットワークである東九州自動車道の整備を促進します。
- 地域間連携・交流を支える主要地方道宮崎須木線、主要地方道日南高岡線などの整備を推進します。
- 広域的な市街地拠点である宮崎駅周辺や橘通り周辺の道路については、中心市街地の顔にふさわしい居心地が良く歩きたくなる街路空間としての活用方法を検討します。

② その他の交通施設（鉄道・バス等）

- 鉄道と基幹的なバス路線（地域間幹線系統）を本圏域の公共交通ネットワークの基軸として位置付け、交通結節点における結節機能の強化を図るとともに、公共交通機関の利用促進に努めます。
- 過疎化や高齢化の進行など、地域の実情に応じてコミュニティバス等の活用や幹線バス路線との連携強化に向けた交通結節点の形成・機能向上を検討します。
- 路線バスについては、「宮崎県地域公共交通計画」に基づき、関係機関との連携・共創による運行の最適化等に取り組み、持続可能な公共交通ネットワークの形成を

図ります。

- 広域的な物流ネットワーク拠点として宮崎空港・宮崎港を位置付け、道路との連携強化など交通利便性の向上に努めます。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備または検討を予定する交通施設は、以下のとおりとします。

なお、市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する交通施設を、市町マスタープランに定めるものとします。

① 道路

・都市計画道路

- (宮崎広域) 3・2・5号 宮崎西部環状線（主要地方道宮崎西環状線）
- 3・3・1号 高千穂通線（主要地方道宮崎停車場線）
- 3・3・7号 旭通線（主要地方道宮崎島之内線）
- 3・4・5号 昭和通線（一般県道城ヶ崎清武線）
- 3・4・7号 中村木崎線（一般県道中村木崎線）
- 3・4・25号 熊野通線（一般県道学園木花台本郷北方線）
- 3・4・38号 大久保木崎線（一般県道大久保木崎線）
- 3・4・251号 竹田通線（主要地方道宮崎須木線）
- 3・5・13号 御殿下通線（主要地方道佐土原国富線）
- 3・5・37号 西新町尾ノ下線（主要地方道高岡郡司分線）

・その他の道路

- (宮崎広域) 東九州自動車道
- 国道10号
- 国道219号
- 国道220号
- 国道269号
- 主要地方道宮崎北郷線
- 一般県道木脇高岡線
- 一般県道旭村木脇線
- 一般県道法ヶ岳本庄線
- 主要地方道高鍋高岡線
- 一般県道宮崎田野線

2. 下水道及び河川

(1) 基本方針

(下水道)

健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性などに配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を促進するとともに、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努めます。

(河川)

地域住民が安全で安心して暮らせるよう河川整備を図るとともに、自然豊かな水辺環境が保全できるよう治水・利水・環境・まちづくりに関する施策を総合的に展開します。

① 下水道及び河川の整備の方針

ア 「人のまとまり」の形成に向けた下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

- 污水处理施設は、公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽などがあり、財政的制約の下、地域の特性を十分把握した上で、効率的な施設を選択し、計画的な整備を行います。
- 人口減少等を考慮し、下水道事業計画を適切に見直すとともに、既存設備の予防保全型の改築・更新、長寿命化等を促進します。

(河川)

- 沿川地域を洪水から防御するため、自然環境や河川周辺の景観に配慮しながら整備を推進します。
- 河川利用者の多様なニーズを踏まえ、地域と水辺の一体化を目指し、人と河川の豊かなふれあいの場の整備と保全に努めます。
- 住民等と連携した河川美化活動を推進します。

イ 防災に配慮した下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

都市施設整備を行う際には、雨水貯留・浸透施設や透水性舗装などによる流出量の抑制に配慮した工法の積極的な導入を促進します。

(河川)

- 河川の防災・治水対策は、市街地における効率的な雨水排水対策を担う下水道事業と連携しながら推進します。
- 浸水被害の危険度が高い地域については、必要に応じて土地利用の制限等についても検討を行います。
- 今後、気候変動により更なる水災害リスクの激甚化・頻発化が懸念されることから、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体となった水害対策を検討します。

ウ 景観に配慮した河川の整備の方針

(河川)

河川周辺の景観に配慮した河川整備を推進します。

エ 自然環境に配慮した下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

- 下水道及び河川の整備にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分に考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。
- 下水の処理水については、再利用するなど水循環の形成を促進します。

(河川)

多様な動植物が生息・生育・繁殖できるよう、良好な河川環境を保全する多自然川づくりを推進します。

② 整備水準の目標

(下水道)

おおむね20年後には、拠点となる市街地及びその周辺の市街地について処理が可能となる水準を目標とします。また、各市町の公共下水道事業の全体計画に沿って、整備を促進します。

(河川)

過去の浸水被害の実績や沿川の土地利用状況など総合的に勘案し、河川改修規模を定め、計画的に整備を推進します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- 公共下水道事業は、現在、事業計画のうち、国富町、綾町で供用し、宮崎市では一部を除き供用しています。今後も公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、既定計画の未整備区域の早期完成を図ります。
- 河川整備と連携を図りながら、必要に応じて雨水排水施設などの整備を検討します。
- 人口減少に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応していくために、必要に応じて下水道として整備する区域の検討を行う必要があります。
- 平時はもとより災害時にも安定した機能を発揮できるよう、重要管路や処理施設の耐震性向上、老朽管路の適切な維持・更新が必要です。

② 河川

- 本圏域の主要河川は、一級河川の大淀川並びにその支川である本庄川（綾南川）、綾北川など、二級河川の一ツ瀬川、石崎川、加江田川、清武川などです。
- 近年、激甚化・頻発化する水害の状況を踏まえて、市街化の動向や周辺の土地利用を把握し、調整を図りながら、治水・利水・環境の観点を念頭においた河川整備に努めます。

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する河川は、以下のとおりとします。

なお、市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備を予定する下水道及び河川を、市町マスタープランに定めるものとします。

○ 宮崎市

大淀川、小松川、天神川、清武川、追手川、石崎川、御手洗川、加江田川、一ツ瀬川、新名爪川、知福川

3. 公園、緑地等

(1) 基本方針

公園、緑地等は、人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、災害の防止などの様々な機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となるなど重要な役割を果たしていることから、今後も地域住民との協働を図りながら、グリーンインフラの取組を推進し、緑地の保全等に関する基本方針や計画に基づいた、計画的な整備・保全に努めます。

また、整備・保全にあたっては、都市計画区域を取り囲む優れた国定公園などや都市計画区域内外の自然環境とのつながりを考慮するものとします。

なお、「スポーツランドみやざき」を推進している本県にあっては、その中心となる運動公園などについて、より一層の機能充実を図ります。

① 公園、緑地等の整備の方針

ア 「人のまとり」の形成に向けた公園、緑地等の整備の方針

- 人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努めます。
- 各市町において、住民の意見を反映しながら「緑の基本計画」等を策定していくとともに、今後の都市公園などの整備は、「緑の基本計画」等に基づいて行うよう努めます。
- すべての住民が安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した都市公園の整備、適切な維持・管理を進めます。
- 将来を見据えた都市経営の観点から、公共投資の選択と集中により、公園の効率的な整備や維持・管理を推進します。
- 公園や緑地の有する気候変動対策における効果や自然環境の保全等の観点を念頭に、公園や緑地の適切なあり方を総合的に検討します。
- 厳しい財政状況の下、施設ごとに必要な機能を保全しつつ、ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行い、公園施設長寿命化計画に基づき、既存ストックの適切な維持・管理と施設更新に努めます。

イ 防災に配慮した公園、緑地等の整備の方針

- 都市防災上の広域避難場所、一次避難場所などとして必要な規模の都市公園を計画的に配置し、防災機能の強化に努めます。
- 中心市街地の公園や広場及び都市基幹公園については、地域の交流拠点や災害時の防災拠点としての重要な役割を担うオープンスペースであることから、計画的な土地利用や道路整備などと一体的な整備を検討します。

ウ 景観・自然環境に配慮した公園、緑地等の整備の方針

- 地域住民の意見を反映しながら、公園、緑地、道路などの公共空間に加え、民有空間における緑化を促進します。
- 市街地内に残る身近な緑地などの保全・活用、市街地内の河川などにおける水と緑のふれあいの場の創出、公共空間の緑化などを行い、市街地内の自然環境ネットワークの形成に努めます。
- 市街地内に残る貴重な緑地、社寺林などは、総合的な都市づくりの視点で、まちなかの自然環境として保全が求められる場合は、都市公園以外の公共の緑地としての活用も検討します。
- 市街地及びその周辺に存在する緑地などは、良好な都市環境を維持する自然環境であるとともに、都市景観を形成する要素として、また、低炭素都市づくりの一環として保全・創出に努めます。

② 整備水準の目標

市町が策定する「緑の基本計画」等において定めた目標に基づき、計画的に整備を促進

します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 環境保全系統

市街地内の公園は、河川・道路・学校等における緑地空間や市街地周辺の森林などと連続して配置し、環境保全ネットワークの形成を図ります。

② レクリエーション系統

日南海岸国定公園など本県を代表する景勝地や多くの観光地及びリゾート施設などを生かしながら、人々の余暇活動に対応できる広域的なレクリエーション系統の公園や緑地を配置します。

③ 防災系統

- 身近な公園など、都市内のオープンスペースは、災害時の一次避難場所や救援活動の拠点としての役割を果たすため、その計画的な配置と整備を促進します。
- 50ha以上の公園については広域防災拠点として、また10ha以上の公園については、広域避難場所として防災機能の強化に配慮した整備を推進します。

④ 景観構成系統

公園等で、景観上のランドマークとなるものについては、緑のシンボル景観として、積極的に保全します。

⑤ 総合的な公園、緑地等の配置方針

- 4つの系統別の配置方針に基づき、市街地内の緑の充足度にも十分配慮して、公園等の均衡ある配置を行うとともに、緑のネットワークの形成に努めます。
- 広域的な利用に供される、以下の主要な公園については、環境保全、レクリエーション、景観構成などの機能が強い公園として位置付けます。

宮崎市

広域公園：阿波岐原森林公園、宮崎県総合運動公園

総合公園：宮崎県総合文化公園、萩の台公園、久峰総合公園、
天ヶ城公園

運動公園：生目の杜運動公園、清武町総合運動公園、田野運動公園

国富町

運動公園：国富町運動公園

綾町

総合公園：錦原公園

- その他、環境保全・景観構成などの機能の高い公園等として、以下の公園、緑地等を位置付けます。

宮崎市

特殊公園：平和台公園、蓮ヶ池史跡公園

地区公園：宮崎中央公園、宝塔山公園

緑地：大淀川市民緑地、木原河川緑地

そ の 他：青島亜熱帯植物園、生目古墳群史跡公園、みやざき臨海公園、一ツ瀬川河川緑地

(3) 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備または検討を予定する公園は、以下のとおりとします。

なお、市町は、おおむね10年以内に具体的な計画があり、優先的に整備すべき公園を、市町マスタープランに定めるものとします。

広域公園：宮崎県総合運動公園、阿波岐原森林公園

特殊公園：平和台公園

4. その他都市施設

(1) 基本方針

上記のほか、都市活動にとって特に重要と考えられる主要な供給処理施設等に係る都市計画の決定方針は次のとおりです。

① 供給施設

水道・電気などについては、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう耐震性や安全性の向上に努めます。

② 処理施設

「第四次宮崎県環境基本計画」（令和3年3月策定）に基づき、産業廃棄物処理施設の配置については周辺の生活環境が保全されるよう、関係市町村や関係機関と調整を図ります。

③ 一団地の都市安全確保拠点施設

災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置し、一体の施設として計画的に整備します。

(2) 施設の配置の方針

- 災害発生時のライフライン確保の重要性から、供給・処理施設の配置にあたっては、災害発生時の危険度の高い地域を避けるとともに、周辺の自然景観に配慮した計画に努めます。
- 一団地の都市安全確保拠点施設の配置にあたっては、災害発生時の居住者等の安全確保拠点として機能が確保されるよう、想定される災害の規模や範囲、地域の実情等を考慮し、位置及び規模を検討します。

第3節 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

本圏域における市街地開発事業については、各地域の状況を的確に把握し、居住環境の改善や防災機能の向上など、必要性・緊急性を考慮して検討します。

(1) 「人のまとまり」の形成に向けた市街地開発事業の方針

- 中心市街地においては、中心市街地活性化法などに基づく、商店街の活性化及び商業をはじめとする各種産業の集積やまちなか居住を支える施設の整備、それと一体的に行うソフト事業を積極的に促進します。
- 高度利用地区、地区計画などの各種都市計画制度の適用も併せて検討します。
- 市街化区域又は用途地域を拡大する新たな土地区画整理事業等の市街地開発は基本的に抑制し、都市全体の総合的な都市づくりの観点から必要と判断される場合にのみ、事業の実施を検討します。

(2) 防災に配慮した市街地開発事業の方針

防災上などの居住環境の問題を抱えている地区においては、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路・公園などの都市施設整備を一体的に行います。

(3) 景観に配慮した市街地開発事業の方針

計画策定段階から地区住民との合意形成を図りながら、良好な市街地景観の形成に向けて地区計画などの活用について検討します。

(4) 自然環境に配慮した市街地開発事業の方針

- 市街地開発事業にあたっては、都市計画の策定段階から、自然環境の整備・保全の意義・重要性について考慮し、自然環境に与える影響を十分に考慮するとともに周辺環境と調和するよう努めます。
- 市街地整備においては、地区計画や緑地協定などの良好な居住環境形成に関わるルールづくりを促進するとともに、緑化推進など、環境負荷の低減策を検討します。
- 住宅や産業需要に対応して新たな市街地形成が必要と判断される場合には、農林漁業との調和を図った上で、土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備を図ります。

2. 市街地整備の目標

市町は、おおむね10年以内に実施することを予定する市街地開発事業を、市町マスタープランに定めるものとします。

第4節 自然環境の整備又は保全に関する方針

1. 基本方針

本圏域は、日南海岸国定公園やわにづか県立自然公園、照葉樹林が広がる九州中央山地国定公園、大淀川、清武川、本庄川（綾南川）、綾北川の水辺空間など、都市計画区域内外の良好な自然環境や田園風景が広がっており、その保全が求められています。

これらの都市計画区域を取り囲む良好な自然環境の保全の重要性が高まる一方、市街地内の良好な緑地などの減少が進んでおり、市街地内においては、自然環境を保全するとともに、周囲を取り囲む良好な自然環境とのつながりを考慮することが重要です。

さらに、地形・気象特性から、土砂災害警戒区域等の自然災害のおそれのある地区が存在しており、防災上の視点から、その保全と防災対策の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、自然環境の整備又は保全に関する方針は、緑地の保全等に関する基本方針や計画等に基づき、以下のとおりとします。

(1) 市街地内のうるおいのある美しい自然環境の保全・創出

- 市街地内に残る社寺林などの貴重な緑地については、身近な緑として保全・活用するとともに、都市環境保全や防災機能にも配慮した総合的なまちづくりの観点から、風致地区や緑地保全地域、生産緑地地区等の指定を検討するなど、地域の実情に応じた、良好な自然環境の保全・活用を促進します。
- 水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川・水路などを活用した水辺空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、水と緑の連携軸や自然環境ネットワークの形成を推進します。
- 環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、自然環境の特性に配慮した保全・整備に努めます。
- 住民と行政などが連携を図りながら、河川、公園、道路、学校などの公共空間や工場、事業所、家庭などの民有空間における緑化を行うなど、良好な自然景観の創出を促進します。その際、地区計画や緑地協定などの活用も考えられます。

(2) 市街地郊外部における美しい自然環境の保全・整備

- 市街地郊外部に広がる海岸線、河川、田園、丘陵地、山地などは、生態系の保全や都市の環境負荷の低減などを担う広域的な環境保全ネットワークとして保全・活用し、市街地内の自然環境ネットワークと連携させることにより、自然と都市との結びつきの強化を図ります。
- 自然環境や自然景観を、自然や生きものとのふれあいを通じた環境学習や、レクリエーションの場として、また、これらを活用した観光資源として、保全・創出するとともに、これらを相互につなぐ道路や遊歩道、河川、水路沿いの緑化を推進し、広域的な環境保全ネットワークの形成を促進します。
- 綾ユネスコエコパークに関する取組等と連携して、宮崎を代表する広域的なレクリエーション系統の緑地整備を進めることが望まれます。
- 河川の上下流域の地域連携による水源かん養林の保全や、山村地域の活性化など、水と緑の連携軸を中心とした、自然環境の保全及び適正な活用に向けた取組を推進します。

2. 主要な緑地等の配置の方針

(1) 環境保全系統

- 市街地及びその周辺に存在する緑地などは、良好な都市環境を維持する自然環境として、また、都市防災の観点からその機能の保全及び適正な活用に努めます。
- 野生動物の生息地、移動経路にもなる森林や河川などを保全し、生き物の生息する環境保全ネットワークの形成を図ります。
- 雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林などは、環境保全上重要な役割を果たす緑地などとして、積極的に保全します。
- 圏域内河川については、環境保全系統の軸となる緑地として位置付け、保全に努めます。
- 風致地区が指定されている宮崎市の蓮ヶ池、生目古墳、下北方、宮崎神宮、天神山、大淀川や、阿波岐原、一ツ葉海岸、平和台公園周辺の森林などを、環境保全機能の高い緑地として位置付け、保全に努めます。

(2) レクリエーション系統

日南海岸国定公園などの本県を代表する自然環境を生かしながら、人々の余暇活動に対応できる広域的なレクリエーション系統の自然環境の保全及び適正な活用を促進します。

(3) 防災系統

- 沿道緑地などの市街地内の緑地は、火災時の延焼遅延・遮断効果などの重要な役割を果たす防災系統の自然環境として位置付け、保全・創出に努めます。
- 土砂災害や浸水被害のおそれのある傾斜地や海岸部、河岸において、災害防止に寄与する緑地などについては、保全に努めます。

(4) 景観構成系統

- 地域の特色ある美しい自然景観や、優れた歴史的景観を構成する緑地などの保全に努めます。
- 河川や沿道の緑地などは、良好な都市景観の形成に寄与するものであり、景観構成系統の軸として保全・整備に努めます。
- 風致地区として指定がされている地区は、景観構成機能の高い緑地として位置付け、保全に努めます。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- 守るべき自然環境や美しい自然景観が残されている地区は、森林法、自然公園法及び景観法などの他法令と調整しながら、都市計画においても、必要に応じて、風致地区や緑地保全地域の指定を検討するなど、自然環境や自然景観の保全・継承を促進します。
- 土砂災害のおそれがある地区については、土砂災害防止法及び砂防法など、都市計画法以外の関連法令との調整・連携を図りながら、必要に応じて都市計画としての対応を検討します。
- 浸水被害のおそれがある地区については、治水対策との調整・連携を図りながら、必要に応じて都市計画としての対応を検討します。
- 幹線道路沿道で良好な風致を維持している緑地や、高速道路と住宅地の間で緩衝的役割を持つ緑地、環境保全・景観構成機能の高い緑地は、風致地区や特別緑地保全地区の指定などを検討します。
- 良好な自然景観を保全するために指定された風致地区については、今後も積極的に保全・継承を図ります。

4. 主要な緑地等の確保目標

市町が策定する「緑の基本計画」等において定めた目標に基づき、計画的な緑地等の確保を促進します。

第5節 防災都市づくりに関する方針

1. 基本方針

本県は、南海トラフ地震に伴う地震・津波被害や大型台風、局地的な豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害など、様々な災害リスクが想定される中、県民の生命や財産を守るため、危機事象からの復旧・復興も見据え、自助・共助・公助が連携した危機事象に強い環境づくりを目指すこととしています。

このため、都市においては、災害に強い都市づくり・まちづくりを県民と力を合わせて推進するとともに、災害対策のあらゆる分野で「防災・減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的かつ計画的な対策を進めます。

そこで本節では、前節までに示した都市計画決定の方針に加えて考慮すべき、防災都市づくりに関する方針を示します。

- 様々な災害に強いまちづくりに向けて、県及び市町の地域防災計画や宮崎県国土強靱化地域計画等（以下「地域防災計画等」という。）に基づき、道路、河川、都市公園等の都市基盤や、公共下水道等のライフライン、救命・救助活動等の防災拠点の機能を強化するなど、被害を最小限にとどめるための諸施策を進めます。

また、施設の機能強化と併せて、一旦途絶えると、影響が甚大となるエネルギー供給、情報通信、交通・物流手段等については、緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等により、代替性・冗長性の確保やBCP（業務継続計画）等に基づく業務継続体制の整備に努めます。

- 県民一人ひとりの防災意識の向上、地域における迅速かつ安全な避難対策など、「自助」、「共助」の充実・強化に取り組みます。
- 災害の種類や頻度、都市構造や土地利用状況等の災害リスク情報を分析し、地域特性や土地利用の状況、人口動態や住民の意見等を考慮した上で、それぞれの地域の実情に応じた避難計画や移転計画等の作成、また、災害ハザードエリアにおいてはリスクの高い地域における、区域指定や地区計画等による土地利用の適切な制限や災害リスクの低い地域への誘導など、被害対象を減少させるための対策を検討していきます。
- 地域防災計画等や市町マスタープラン、立地適正化計画の防災指針などを活用して、県民や事業者、市町及び県などの多様な主体が連携して事前復興まちづくり計画の検討を進めます。また、「復興まちづくりの目標」をはじめ、被災後の「復興体制」や、「まちの復興像」、「土地利用」などの考え方を整理することで、「防災・減災」のための事前の準備や発災後の対応を迅速に行うための体制づくりに繋げていきます。

【地震・津波災害】

- 地震・津波災害に強いまちづくりを目指し、短期・中期的には、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、県民の防災力を高めるとともに、避難経路、避難場所を確保するなど避難対策を重点的に進めます。
- 具体的には、道路等の骨格的な都市基盤の整備、海岸保全施設等による津波被害の軽減を推進します。

【豪雨・土砂災害】

気象変動の影響により、近年頻発する豪雨等による水災害や土砂災害の発生頻度が高まること懸念されるため、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、雨水貯留浸透施設の整備や特定都市河川の指定等流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進し

ます。

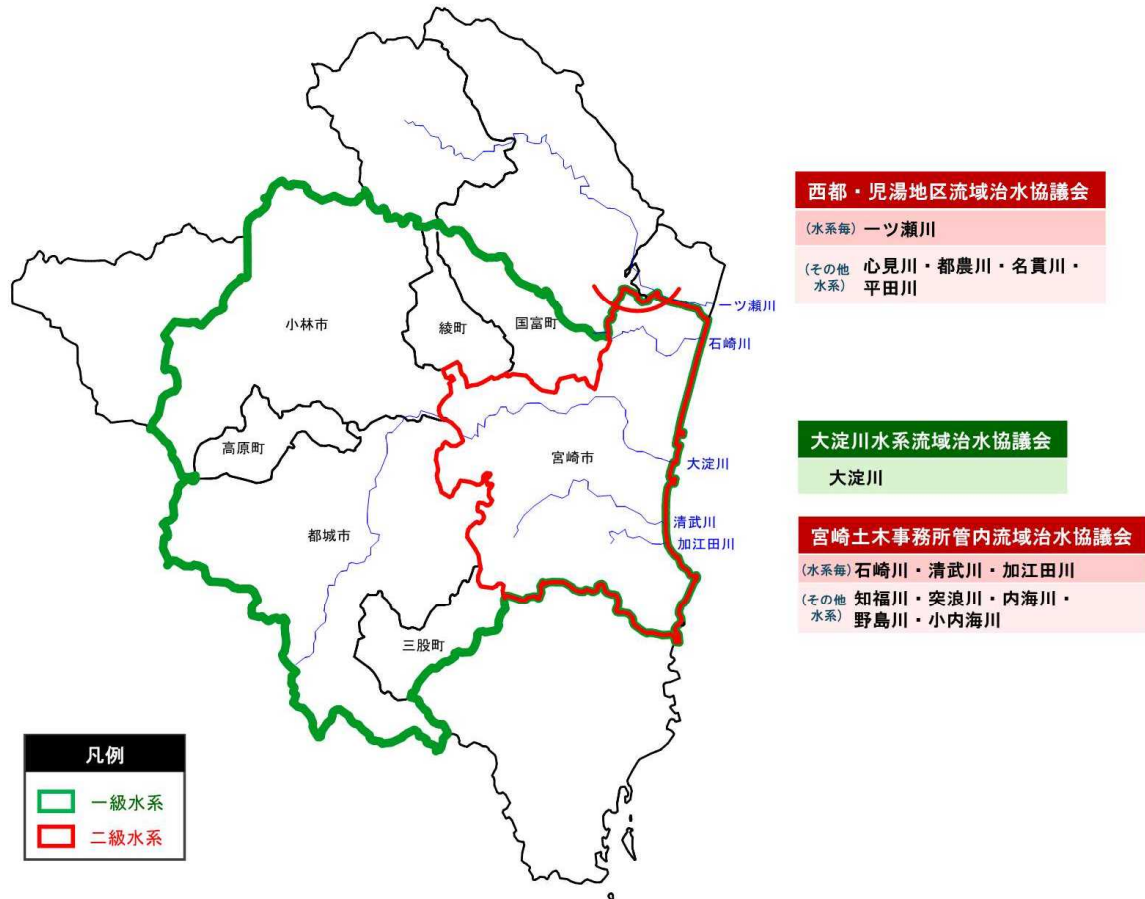


図 中部圏域に係る流域治水取組図

2. 防災都市づくりに関する機能強化・整備の方針

(1) 県民防災力の向上に関する方針

災害時における地域の避難計画や受援体制の検討に向けて、災害リスクや緊急輸送道路、避難所等の都市計画に係るGISデータのオープンデータ化を進めます。

(2) 都市構造の強化に関する方針

- 市町は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査等を活用して、津波・河川（内水）浸水区域や密集的市街地等の防災上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です。県は、広域的な観点からその取組を支援するとともに、県と市町が協働して課題解決に向けた検討を行います。
- 地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大するおそれのある大きな密集状態にある市街地においては、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路・公園などの都市施設整備を一体的に検討するとともに、沿道の建築物の耐震化・不燃化、老朽木造建築物等の更新・除却、防災通路・避難経路の整備等を促進します。
- 都市災害の防止に有効な緩衝地帯または避難地帯となる緑地、雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林など、防災上重要な役割を果たす緑地等については、適正な管理を行うとともに、緑地保全地域の指定等を活用し、その保全に努めます。
- 地域森林計画対象民有林、保安林などに指定されている地区や災害防止に寄与する海岸部、河川沿いの自然地などについては、保全に努めます。

- 土砂災害などの自然災害のおそれがある地区は、土砂災害特別警戒区域指定等により、建築行為や特定開発行為等の制限を適切に行うとともに、用途地域や地区計画の対象地域としないよう努めます。また、用途地域指定後に各法律によって危険区域に指定された場合、土地利用の変更については、長期的な課題として検討します。
- 雨水流出量の増大や局所的豪雨などにより、浸水被害の可能性が高い地域については、河川の治水安全度の向上と併せて、総合的な浸水対策として、都市計画法以外の関係法令との調整・連携を図りながら土地利用の制限について対応を検討します。
- 記録的な集中豪雨による災害が多発する傾向にあることを踏まえ、大規模な宅地開発は、周辺の浸水対策に大きな影響を与えることから、雨水流出抑制機能が確実に発揮されるよう措置します。
- 排水施設の処理能力を超える局所的豪雨の増大を踏まえた浸水被害軽減を図るため、都市の相当面積を占めている道路や、オープンスペースとなっている公園等との事業連携による雨水流出の抑制に努めます。
- 農地は雨水を一時的に貯水することで、都市地域（下流域）における浸水被害を軽減していることから、農業振興地域の整備に関する法律等の農業施策と調整・連携を図りながら、生産緑地地区の指定等を活用し、その保全に努めます。

(3) 災害に強い都市の骨格の整備に関する方針

- 大規模災害発生時に、避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道の整備を促進し、それらと一体となった高規格道路の整備を推進します。
- 災害時の緊急活動を支える幹線道路や、円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を推進します。
- 基盤未整備の市街地においては、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動が困難となっているため、これらの地域の改善に資する道路の計画的な整備を促進します。
- 都市内の救急・救援活動を支援する道路は、円滑な消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保、無電柱化等を促進します。

(4) 災害に強い都市の拠点等の整備に関する方針

- 大規模災害時に、被災地における救命・救助・消火・医療救護活動やその後の復旧活動を的確に行うため、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が迅速に参集し、活動する拠点機能について、地域防災計画等と整合を図りながら必要となる機能強化を推進します。
- また、大規模災害時等に、沿岸部と内陸部の自治体が結束して防災・減災に取り組む体制が検討されており、相互協力体制が確保されるよう配慮した都市基盤整備に努めます。
- 水災害等の発生時に住民などの避難・滞在の拠点施設となる広場、病院等については、都市計画に位置付け、被災時に必要な施設の一体的な整備を推進します。
- 防災拠点となる都市公園、緑地等については、災害応急対策に必要な施設の整備を推進するなど、防災機能の一層の充実を図ります。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町は、地域防災計画等に位置付けられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図ります。

3. 主要な施設の配置の方針

緊急輸送道路、緊急交通路及び防災拠点等は、県及び市町の地域防災計画等に基づき、各圏域及び拠点間の広域的で代替性のある連携・補完を目指します。

なお、これらの主要な施設は、災害発生箇所や災害の種類、規模により施設の機能分担を図り、円滑な災害対策活動を推進します。

(1) 骨格となる道路（緊急輸送道路・緊急交通路）

本圏域の骨格的な緊急輸送道路は、宮崎自動車道、東九州自動車道、国道１０号、２１９号、２２０号、主要地方道宮崎インター佐土原線（一ツ葉有料道路）、主要地方道宮崎西環状線、主要地方道高鍋高岡線、主要地方道日南高岡線等によって構成します。

なお、宮崎自動車道、東九州自動車道、国道１０号、２１９号、２２０号、２６８号、２６９号、主要地方道宮崎インター佐土原線、主要地方道宮崎西環状線、主要地方道高鍋高岡線、主要地方道日南高岡線は、発災後に公安委員会が指定する緊急交通路の予定路線として選定されています。

(2) 防災拠点等

- 災害対策拠点
防災関係機関が集積する宮崎市中心部
- 救援物資の備蓄・集積拠点
宮崎空港、宮崎港、ＪＲ駅前広場、物流拠点、Ｉ．Ｃ、Ｓ．Ａ、Ｐ．Ａ、道の駅、宮崎県総合運動公園 等
- 災害医療拠点
宮崎大学医学部附属病院、県立宮崎病院、市郡医師会病院
- 後方支援拠点
生目の杜運動公園、清武町総合運動公園

(3) 主要な施設の整備目標

市町は、おおむね１０年以内に具体的な計画があり、優先的に整備すべき施設を、市町マスタープランに定めるものとします。

第6節 都市計画の推進に関する方針

1. 基本方針

地方分権、住民参加意識の高揚などを背景として、住民・市町・県などのまちづくりを担う多様な主体が役割分担・連携を図りながら、地域の特性を生かしたまちづくりを促進することが求められています。

- 住民は、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、自分たちの住む都市の将来について関心を寄せ、まちづくりに積極的に参加することが望まれます。
- 市町は、住民に最も身近な自治体として、地域の実情を踏まえ、県の定める都市計画との整合を図りながら、住民と協働して特色あるまちづくりに取り組むことが必要です。
- 県は、広域のかつ根幹的な視点から都市計画の方向性を示し、本県の目指す都市づくりを推進します。
- 県及び市町は、都市計画に関する住民参加手続きの充実を図るとともに、官民協働の都市づくりを推進するため、都市計画提案制度の普及啓発、NPOの育成やまちづくり協議会の設置、ボランティア活動や住民レベルでの取組の支援など、住民が参加しやすい仕組みづくりを推進します。

2. 推進に関する方針

(1) 市町マスタープラン策定・改定の方針

- 市町は、都市計画法第18条の2に基づき、県が定める都市計画区域マスタープランに即して、住民に最も身近な自治体としての立場から、より地域に密着した都市づくりを進めるため、市町マスタープランを策定し、適宜見直しを行うこととします。
- 市町においては、今後、人口減少が進む中においても、持続可能な都市づくりを進めるため、居住機能、都市機能の立地誘導を図る「立地適正化計画」を策定し、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 持続可能なまちづくりの推進

- 人口減少・超高齢社会が進行する中、社会インフラの整備、維持・管理等の行政サービスを継続していくためには、投資すべきインフラと財源とのバランスが重要であることから、財政の視点を考慮した都市経営を促進します。
- 特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画については、定期的に見直し候補を抽出するための取組が必要です。
- 今後の都市計画においては、個々の適時適切な都市計画の見直しを実施するとともに、マネジメント・サイクルを重視し、都市計画の適切さを追求していくことが必要です。
- 立地適正化計画を作成した場合は、施策の目標値を設定し、おおむね5年ごとに評価するべきであるとされており、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加え、関連する都市計画の変更を行うことが必要です。その際、全国標準的な指標により自らの市町の状況を客観的に把握することや、調査結果の空間分布を視覚的に把握することも有効であることから、都市構造を可視化するツール等を活用することも考えられます。また、評価及び変更にあたっては、立地適正化計画制度の趣旨に即して、単独の市町の枠を超えた広域的な視点による検討も必要です。
- 市町は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査等を活用して、都市計画区域外や市街化調整区域の土地利用動向や用途地域と実態の乖離など、都市計画上問題がある地域を的確に把握し、必要に応じて都市計画を見直すことが必要です。県は、広域的

な観点からその取組を支援するとともに、県と市町が協働して課題解決に向けた検討を行います。

(3) 都市計画に関する情報提供の推進の方針

- 県と市町は、都市計画に関するマスタープラン策定過程の段階から、インターネットや広報資料などを活用して、住民に対する都市計画に関する情報開示や情報提供に積極的に取り組むとともに、住民の意見を反映する仕組みづくりに取り組みます。
- 県は、情報共有による業務の合理化やまちづくりへの活用を考慮して、都市計画に関するGISデータのオープンデータ化に取り組みます。
- 県は、都市計画基礎調査を活用して都市の動向を検証し、市町と協働して都市の現状について継続的に把握します。

[illegible]

巻末資料 事前復興まちづくりに向けて（概要）

背景

これまで東日本大震災や能登半島地震など、全国各地で様々な大規模災害が発生し、あらゆる手段を講じて復興が進められてきました。あらゆる手段で進められてきたということは、どこにでも通用する万能な手段はないということです。

本県においては、甚大な被害が想定される災害として南海トラフ巨大地震や河川の氾濫による洪水、霧島山系による火山災害等が挙げられますが、今まさに大災害が発生し、復興に取り組まなければならない場合、被災した「まち」に適正な規模や内容の復興計画を速やかに導き出さなければなりません。しかし、これまでの大震災後の状況を見ると、自治体の人員体制や復興まちづくりに対するノウハウの不足、住民との合意形成に苦慮し、復興業務の着手が遅れ、復興に相当の期間を要している状況が見受けられます。

さらに、このような大災害は、人口減少や少子高齢化、産業の衰退等、被災前からある地域課題をさらに加速させると言われており、南海トラフ巨大地震の被害想定においては、九州のみならず、四国、近畿、東海と広範囲に及ぶため、国からの十分な支援が期待できないなど、復興への取組環境が厳しくなるおそれもあります。

本県の沿岸部には、宮崎県の人口が集中しているほか、重要な産業・物流拠点を有する工業集積地が位置し、地域経済の中核を担っています。

地域の産業を守り、「まち」の存続を図るためには、事前に復興まちづくりについて考え、復興期間の短縮や復興課題の整理を図らなければなりません。これまでの防災・減災対策による直接的被害の軽減だけでなく、被災後の人口流出や地域産業の維持といった間接的被害も軽減するため、事前に被災後の“復興まちづくり”を計画する必要があります。

以上の背景を踏まえ、県としては、復興事前準備に関する取組を促進していきます。

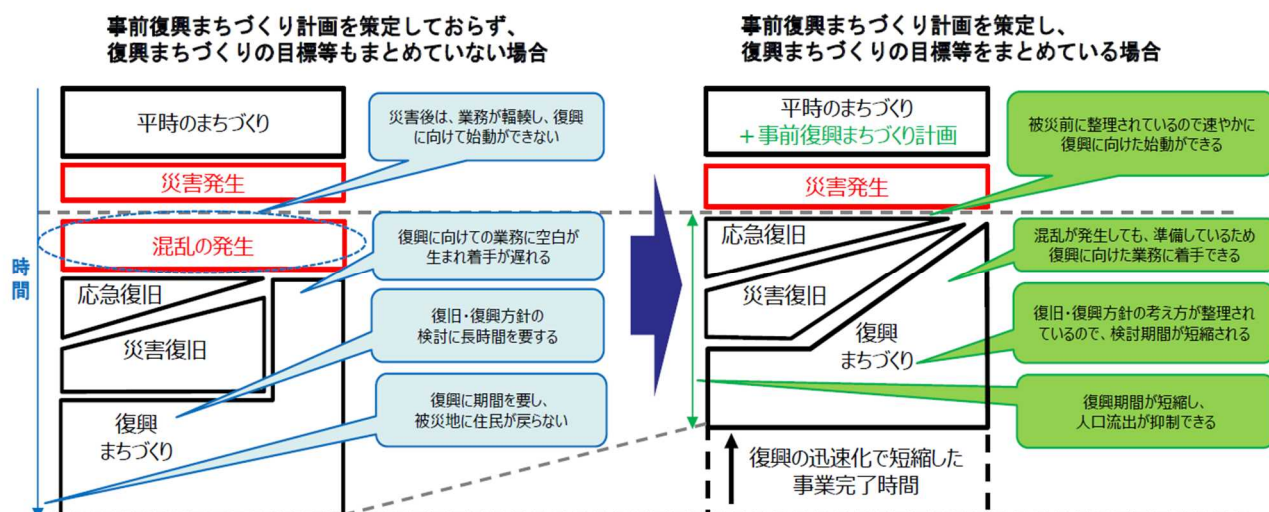


図 事前復興まちづくり計画による効果（イメージ）

事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

事前復興まちづくり計画に記載する内容は、以下の4項目を基本とします。

■事前復興まちづくり計画に記載する基本的な内容

項目		想定される記載内容の例示
①被害想定やまちの課題		・地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・復興時の市街地整備等の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針		・市町村全域の復興まちづくりの目標 ・基本的な考え方（人口や事業規模） ・将来の都市構造 ・復興まちづくりの方針 ・分野別の復興まちづくりの方針 ・事業者との復興まちづくりの目標・方針の共有
③目標の実現に向けた課題		・目標を実現するための課題
④課題解決のための対応策	事前に決めておくべき事項	・体制、手順に関わること ・復興まちづくりの工程に関すること（長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等）
	事前に実施すべき事項	・市町村職員の能力向上に関わること（職員訓練） ・住民との合意に関わること（住民との復興訓練等） ・事業者の意向に関わること（事業継続・再建の意向調査等） ・基礎データの準備に関すること（地籍調査等） ・防災・減災対策